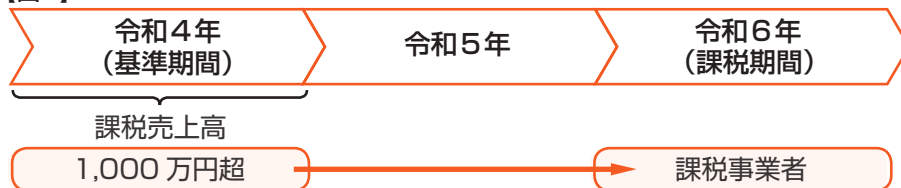


確定申告が必要な方

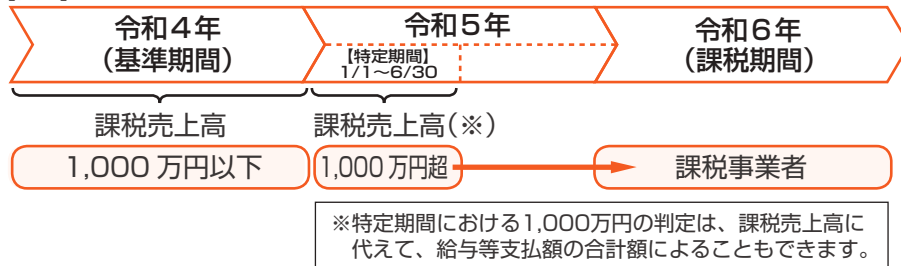
次のいずれかに該当する個人事業者の方は、令和6年分の消費税及び地方消費税の確定申告が必要です。なお、消費税と地方消費税の確定申告は、一の申告手続でまとめて行います。

- ① インボイス発行事業者の登録をされている方
- ② 基準期間(令和4年分)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図1を参照)
- ③ 基準期間(令和4年分)の課税売上高が1,000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方
- ④ ②及び③に該当しない場合で、特定期間(令和5年1月1日から令和5年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方(下の図2を参照)
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

【図1】



【図2】



注意

- 上記①～④のいずれかに該当する場合は、令和6年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和6年分の確定申告が必要となります。
 - 簡易課税制度は、基準期間(令和4年分)の課税売上高が5,000万円以下で、原則、令和5年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用されます。
- 上記①～④に該当しない場合でも、高額特定資産を取得した場合等の特例などにより課税事業者となる場合があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載している「消費税のあらまし」等をご覧ください。

※インボイス発行事業者の登録を受けたことにより、年の途中から課税事業者となった場合、課税事業者の期間(例えば、令和6年4月1日から課税事業者となった場合、令和6年4月1日から令和6年12月31日までの期間)における課税取引について、確定申告が必要となります。
この場合の消費税の計算方法及び申告書の記載方法については、国税庁ホームページに掲載している「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」をご覧ください。

用語解説

基準期間

課税事業者となるか免税事業者となるか、また、簡易課税制度を適用できるかどうかの判断をする、基準となる期間です。
個人事業者の方の基準期間は、課税期間の前々年をいいます。

課税期間

消費税及び地方消費税の納付税額を計算する基礎となる期間です。
原則として、個人事業者の方の課税期間は、暦年(1月1日から12月31日)をいいます。

課税売上高

消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税を除いた税抜金額)と、輸取出引などの免税売上金額の合計額です。
返品、値引きや割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額(消費税及び地方消費税を除いた税抜金額)を控除した残額をいいます。
ただし、免税事業者の売上げには、消費税相当額が含まれていませんので、令和4年が免税事業者の場合、その売上げ(非課税売上げ等を除く)が、そのまま令和4年分の課税売上高となります(税抜処理は行いません)。

適格請求書(インボイス)

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。
適格請求書(インボイス)の記載事項及び記載例については、8ページを参照してください。

インボイス制度について

インボイス制度は、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。

適格請求書(インボイス)等を交付しようとする事業者は、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります※。

※インボイス発行事業者としての登録を受けるための登録申請手続については、国税庁ホームページのインボイス制度特設サイト「申請手続」をご確認ください。なお、税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報(個人事業者の場合、原則として氏名、登録番号及び登録年月日)が公表されます。

- インボイス発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》
インボイス発行事業者は、課税事業者の求めに応じて適格請求書(インボイス)等を交付し、交付した場合にはその写しを保存しなければなりません。
- 仕入税額控除の要件《買手としての留意点》(参考)
仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書(インボイス)等の保存が必要です。免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。
帳簿及び適格請求書(インボイス)等の記載と保存については、7ページを参照してください。

消費税・地方消費税の納付税額

税率

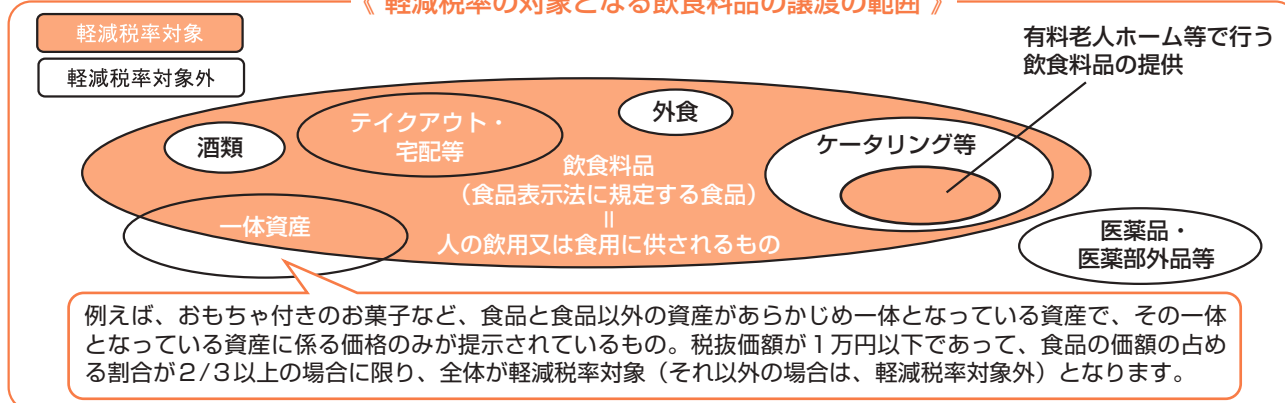
区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合 計	10.0%	8.0%

軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

《 軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲 》



簡易課税制度を適用した場合の、消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \left(\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} \times \text{みなし仕入率} \right) = \text{消費税の納付税額}$$

用語解説

課税売上げ

「課税売上げとは？」（6ページ）を参照してください。

課税仕入れ

「課税仕入れとは？」（参考）」（7ページ）を参照してください。

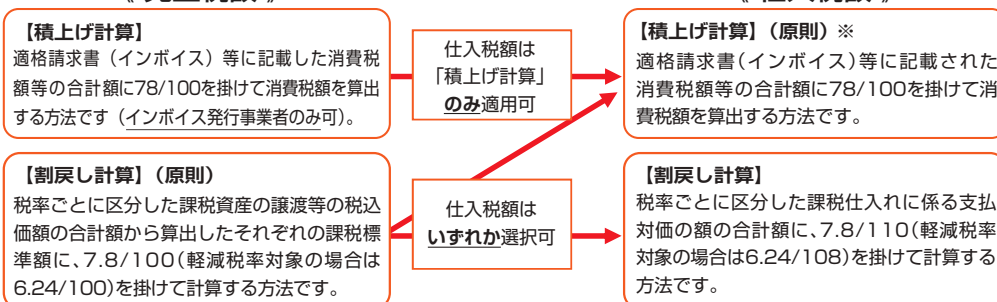
一般的な消費税の納付税額の計算方法

$$\text{課税期間中の課税売上げに係る消費税額} - \text{課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{消費税の納付税額}$$

売上税額及び仕入税額の計算方法

《 売上税額 》

《 仕入税額 》



※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に10/110（軽減税率の対象となる場合は8/108）を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。）を仮払消費税額等などとし、帳簿に記載（計上）している場合は、その金額の合計額に78/100を掛けて算出する方法も認められます（帳簿積上げ計算）。

地方消費税の納付税額の計算方法

$$\text{消費税の納付税額} \times \text{地方消費税率} \left(\frac{22}{78} \right) = \text{地方消費税の納付税額}$$

注意

消費税の確定申告に当たっては、消費税額を税率の異なるごとに区分して計算する必要があります。簡易課税制度では、課税売上げに係る消費税額にみなし仕入率を掛けて、課税売上げに係る消費税額から控除する消費税額を計算します。したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はありませんが、課税売上げについて、税率の異なるごとに区分して集計する必要があります。※日々の記帳において、取引を税率の異なるごとに区分（区分経理）しておく必要があります。区分経理については、7ページをご覧ください。

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の税額計算

地方消費税の税額計算

申告書（第一表及び第二表）の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

消費税及び地方消費税と所得税の税額計算の違い

消費税及び地方消費税の税額計算

所得の種類にかかわらず、事業者が行う業務の全体を基に、課税売上げや課税仕入れ等の金額を計算し、消費税の納付税額を計算します。更に、消費税の納付税額を基に地方消費税の納付税額を計算します。

所得税の税額計算

事業所得、不動産所得、山林所得などの所得をそれぞれの所得の種類ごとに所得金額を計算した後に、所得税の納付税額を計算します。

課税売上げとは？

次の4つの要件を全て満たす取引の売上げを、課税売上げといいます。

1. 国内において行う取引（国内取引）であること
2. 事業者が事業として行う取引であること
3. 対価を得て行う取引であること
4. 資産の譲渡、資産の貸付け又は役務の提供であること

消費税及び地方消費税は、課税売上げに対して課税されます。

例えば、商品・製品の販売代金や請負工事代金、サービス料等のほか、機械の賃貸収入や機械・建物等の業務用資産の売却代金なども課税売上げに含まれます。

注意 次の取引は課税売上げに該当しません。

税の性格からみて課税対象になじまないもの（受取利息、土地（借地権等を含む）の売却代金・賃貸収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金など）や、社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引（医師の社会保険診療収入など）は課税売上げから除かれます。これらを非課税取引といいます。

また、保険金や消費税の還付金、国や地方公共団体から支給を受ける助成金・給付金などは、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供の対価として受け取るものではないため、消費税の課税対象ではありません。これを不課税取引といいます。

次に、事業所得、不動産所得、譲渡所得のそれぞれについて、消費税の課税売上げとなるものの例を説明します。

■ 事業所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

事業所得に係る収入は、ほとんどが課税売上げとなります。

ただし、医師の社会保険診療収入や、産婦人科医や助産師等の助産に係る収入、物品切手等（商品券、ビール券等）の販売代金などは、非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

なお、個人事業者が棚卸資産を家事のために消費した場合は、通常の販売価額が課税売上げとなります。ただし、仕入価額以上の金額で、通常の販売価額の50%（所得税では70%）以上の金額を課税売上げとしてもよいことになっています。

■ 不動産所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

不動産所得に係る収入（不動産の賃貸料や権利金、礼金、更新料等）は、借地権等を含む土地の貸付けに係るもの（地代）及び住宅の貸付けに係るもの（住宅家賃）を除いて、課税売上げとなります。

地代は、原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が1か月に満たない場合や、駐車場などの貸付けの場合は、課税売上げとなります。

また、住宅家賃も原則として課税売上げとはなりませんが、貸付期間が1か月に満たない場合等は、課税売上げとなります。

なお、貸付用の建物を譲渡した場合は、譲渡損失が生じたとしても、その譲渡収入は、次の『譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの』となります。

■ 譲渡所得に係る収入のうち、課税売上げとなるもの

譲渡所得に係る収入のうち、業務に使用していた建物や機械、車両などの譲渡収入は、課税売上げとなります。業務用固定資産を、負担付贈与により譲渡した場合や、法人に対して現物出資した場合も同様です。

例えば、商品の配達に使用していた車両を売却した場合（新たに車両を購入するために下取りしてもらった場合も含む）の収入（下取りの場合は下取価格）は、課税売上げとなります。この場合、課税売上げとなる金額は、売却代金から取得費と譲渡費用を差し引いた残額ではなく、売却代金の全額になります。

ただし、土地（借地権等を含む）の売却代金は非課税とされていますので、課税売上げとはなりません。

非課税取引とは

非課税取引とは、次のような取引をいいます。

課税対象となじまないもの

- 土地の譲渡及び貸付け
- 有価証券及び支払手段の譲渡等
- 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等
- 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡及び物品切手等の譲渡
- 国等が行う一定の事務に係る役務の提供及び外国為替業務に係る役務の提供

社会政策的な配慮に基づくもの

- 社会保険医療の給付等
- 介護保険サービスの提供及び社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- 助産に係る資産の譲渡等
- 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
- 身体障害者用物品の譲渡や貸付けなど
- 学校の授業料等
- 教科用図書の譲渡
- 住宅の貸付け

免税となる輸出取引等

次のような輸出取引等は消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- ② 非居住者に対する鉱業権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
- ③ 非居住者に対する役務の提供（国内に所在する資産に係る運送又は保管、国内における飲食又は宿泊など一定のものを除く）
- ④ 輸出品物販売場において行った免税対象物品の譲渡

47ページに、課税取引になるかどうかのおおよその基準を示した消費税課税取引の判定表を掲載していますので、ご利用ください。

課税仕入れとは？（参考）

事業者が事業として、他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいいます。例えば、商品又は製品等の棚卸資産の仕入れだけではなく、事業に使用する建物、機械、消耗品の購入、修繕費の支出、商品運搬用の車両の燃料代なども課税仕入れに含まれます。

ただし、利子割引料及び保険料等の支払、また、土地の購入や賃借等は非課税取引ですので、課税仕入れとはなりません。課税対象とならない給与、賃金の支払等も課税仕入れに含まれません。

なお、消費税の免税事業者や消費者から棚卸資産等を仕入れたり、サービスの提供を受けた場合でも、課税仕入れとなります。

減価償却資産を購入した場合は、購入代金の全額がその年分の課税仕入れとなります（所得税ではその年分の減価償却費だけが必要経費となります）。

注意 給料・賃金、専従者給与の支払などは課税仕入れとはなりませんが、従業員の通勤手当（通勤に通常必要な金額）は、課税仕入れとなります。

帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載と保存

消費税及び地方消費税の税率は標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率ですので、事業者の方は、消費税及び地方消費税の申告等を行うために、取引等を税率の異なるごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。

インボイス制度においては、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）するために、課税仕入れ等の事実を記録し、区分経理に対応した帳簿及びインボイス発行事業者から交付を受ける適格請求書（インボイス）等の請求書等の保存が必要となります※。これらの両方が保存されていない場合は、保存されていない課税仕入れ等に係る消費税額は控除の対象となりません。

なお、インボイス発行事業者以外の者（免税事業者や消費者など）からの課税仕入れであっても、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについては、一定の事項が記載された帳簿及び区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存することで、仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置があります。この経過措置については、下記をご参照ください。

※簡易課税制度を選択している場合や、2割特例の適用を受ける場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、帳簿及び請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書（インボイス）等の交付を受けることが困難な取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる特例があります。この特例については、国税庁ホームページに掲載されている「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」（インボイスQ&A）をご覧ください。

一定規模以下の事業者の事務負担の軽減措置（少額特例）

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者は、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間、税込み1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存することで仕入税額控除の適用を受けることが可能です（少額特例）。この場合は、帳簿に少額特例の適用を受ける旨の記載は不要です。

なお、「税込み1万円未満」に該当するかは、1回の取引の課税仕入れに係る金額（税込み）で判定しますので、課税仕入れに係る1商品ごとの金額により判定するものではありません。

インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置

免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額は控除することができませんが、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れについては、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）の規定の適用を受ける旨が記載されている場合には、仕入税額相当額の一定割合を控除することができる経過措置が設けられています。

※仕入税額について「積上げ計算」を適用している場合、経過措置（80%控除・50%控除）の適用を受ける課税仕入れに係る仕入税額についても「積上げ計算」により計算する必要があります。

具体的には、経過措置（80%控除・50%控除）の適用を受ける課税仕入れの都度、その課税仕入れに係る支払対価の額に7.8/110（軽減税率の対象となる場合は6.24/108）を乗じて算出した金額に、仕入税額相当額の一定割合を乗じて算出した金額が仕入税額とみなされる金額となります（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨て又は四捨五入します。）。

なお、本経過措置の適用を受ける課税仕入れを区分して管理し、課税期間の中途や期末において、当該区分した課税仕入れごとに上記の計算を行うこととしても差し支えありません

この経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

《帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載事項》

適格請求書（インボイス）等の様式は、法令又は通達等で定められていないため、必要な事項が記載されたものであれば名称を問わず、また手書きであっても差し支えありません。

帳簿の記載事項	適格請求書（インボイス）等の記載事項	
	適格請求書（インボイス）	適格簡易請求書（簡易インボイス）
①課税仕入れの相手方の氏名又は名称	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
②取引年月日	②取引年月日	②取引年月日
③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）	③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④対価の額	④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率	④税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
	⑤税率ごとに区分した消費税額等※	⑤税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率
	⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書（インボイス）に代えて交付することができます。

(参考) 区分記載請求書等の記載事項

①請求書発行者の氏名又は名称

②取引年月日

③取引内容
(軽減税率の対象品目である旨)

④税率ごとに区分して合計した税込対価の額

⑤請求書受領者の氏名又は名称
(不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、⑤の記載を省略できます。)

※仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

※⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書（インボイス）等につき、税率ごとに1回となります。なお、端数処理の方法は「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うことができます。

《帳簿及び適格請求書（インボイス）等の記載例》

■ 帳簿の記載例

総勘定元帳（仕入れ）

〇〇商店

月日	摘要	借方	貸方
11 2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11 2	(株)△△ 食料品 ※	21,000	
11 3	(株)□□ 雑貨 ★	19,800	
⋮	⋮	⋮	

※は軽減税率対象品目 ★はインボイス発行事業者以外からの仕入れ（80%控除）

軽減税率の対象品目である旨

●軽減税率対象品目に「※」等の記号を記載する。
●記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

経過措置の適用を受ける旨

●インボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除）に「★」等の記号を記載する。
●記号がインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ（80%控除）を示すことを明らかにする。

■ 適格請求書（インボイス）等の記載例

適格請求書（インボイス）

請求書

〇〇商店

登録番号 T 012345...

11月分 131,200円

××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

※ 軽減税率対象

適格簡易請求書（簡易インボイス）

スーパー〇〇

東京都...

登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥550
消費税額		¥24
消費税額		¥50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

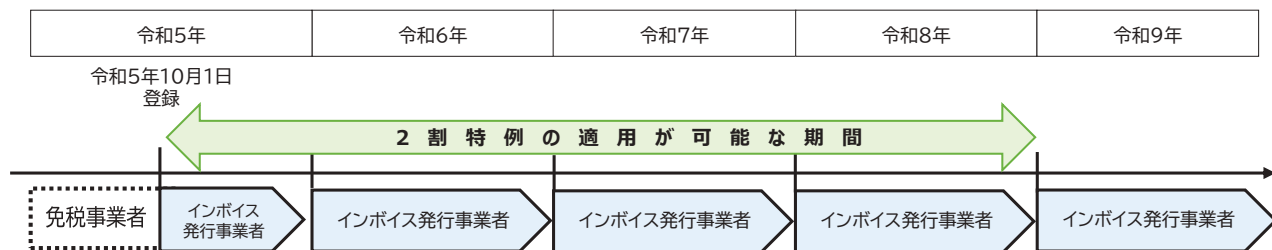
インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（2割特例）

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった方については、仕入控除税額の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の80/100に相当する金額）とする「2割特例」を適用することができます。

2割特例は、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。）がインボイス発行事業者となる場合（注1・2）に令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、適用することができます。

この制度について詳しく知りたい方は、「2割特例用 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き」をご覧ください。

（個人事業者の例）



（注1）課税事業者がインボイス発行事業者となった場合であっても、当該インボイス発行事業者となった課税期間の翌課税期間以降の課税期間について、基準期間における課税売上高が1,000万円以下であるなど一定の要件を満たす場合には、2割特例の適用を受けることができます。

（注2）基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者の方、特定期間（前年の1月から6月）の課税売上高（※課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。）が1,000万円を超える事業者の方、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の適用を受けることはできません。

納付税額の計算方法等

具体的な計算方法は以下のとおりです。

売上税額 - 特別控除税額（売上税額 × 80%） = 納付税額（＝売上税額の2割）

（例）1年間の売上げが700万円（税70万円）の場合の納付税額
70万円 - 70万円 × 80% = 14万円

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書（第一表
及び第二表）
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等